

## ウェブアクセシビリティ確保に向けたガイドラインの改訂（案）

### 1. ガイドライン改訂の背景

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法により、公的機関のみならず多くのウェブサイトでもウェブアクセシビリティ確保や向上が必要とされている。

また、平成 29 年度のバリアフリー整備ガイドラインの改訂の際には、視覚・聴覚障害者を含めた障害者等が公共交通機関を利用するためには、ウェブサイトから事前に情報収集をすることが重要であること等の様々な意見があったところである。

さらに、平成 29 年度のガイドラインの改訂では、「情報提供の考え方」の項目において充実を図り、ウェブサイトやアプリ等のアクセシビリティ確保の必要性を示したが、実際の運用につなげるためにはより具体的な内容を示す必要があることから、交通事業者の「ウェブアクセシビリティ確保」について、ガイドラインへの反映を検討することになった。

そのため、平成 29 年度のガイドライン改訂の際に、特に多くの意見があげられたウェブサイトのアクセシビリティの確保について、今回、ウェブアクセシビリティ確保に向けたガイドライン改訂案を提案することとした。

### 2. ガイドライン検討委員会等であげられたウェブアクセシビリティに関する意見

平成 29 年度のガイドラインの改訂にあたり、開催した検討委員会やWGであげられたウェブアクセシビリティに関する主な意見は以下のとおり。

- ・発達障害者などが表示方法によって混乱しないこと。
- ・ウェブで情報を取ること、その情報がアクセシブルになっており、わかりやすいところにあるかが重要。
- ・ウェブサイトだけではなく、アプリについてもアクセシビリティを考慮するという点を記載してほしい。
- ・事前のウェブ情報提供について、JIS に基づくアクセシブルなウェブサイトを提案する。
- ・施設に行く場合は事前に調べるという状況にあるのではないか。ウェブアクセシビリティは複数の視覚障害者から要望を受けているのでお願いしたい。
- ・日本でスマホが一般的に使用されるようになったが、情報を提供する側の使用のためのガイドラインがなく、今後の課題である。
- ・ガイドラインに「障害のある利用者にとって事前の情報収集が施設や車両を円滑に利用するための円滑な手段である」といれていただきありがたい。各鉄道事業者のアプリは使えないものが多く、課題は大きい。
- ・発達障害、聴覚障害、視覚障害の方が移動する際、事業者のアプリを使用できるか実験を行った。聴覚障害や一部の発達障害の方には良いが、視覚障害の方には使用できないものが多く、

ダウンロードすらできないアプリもある。トイレや経路の情報はウェブ上に確実に記載いただきたい。

- ・アプリに関しては、今後のことも考慮して、様々な当事者が使用できるようなアプリ開発をしていただくことを明記いただきたい。
- ・東京駅でスマホによる実証実験を行いました。音声ではダウンロードができず、ダウンロードができてメニューの読み上げができなかった。
- ・当事者が使っているスマホやPC、ガラケーで閲覧できるウェブアクセシビリティの情報が必要であり、生命線としても重要なため、ウェブアクセシビリティを追記いただきたい。なお、追記頂く際は、JIS X8341-3 に準ずる旨を併記いただきたい。
- ・ウェブアクセシビリティは全障害者にとって極めて重要な情報なため、JIS X8341-3 に準じた記載をお願いしたい。
- ・情報アクセシビリティについて、事前情報提供をしっかりとすることが重要。ウェブデザイナーがウェブアクセシビリティの知識を持っていないため、JIS X8341-3 に則って作ることができない。ICTのアプリについてもほとんどが作成できないため、教育プログラムを整える必要がある。

### 3. 改訂の方向性

ウェブアクセシビリティを確保するために、交通事業者が提供する必要性が高いと考えられる情報（下記）を整理し、3段階（「A」「AA」「AAA」）にレベルが定められている JIS X 8341-3:2016 の項目を交通事業者向けに「基本：優先的に取り組む事項」と「推奨：取り組むことが望ましい事項」等に分類して、段階的に取組みが進められるようにすることを検討する。

○利用者が交通事業者のホームページ等から収集すると考えられる情報

- ・構内案内図（バリアフリールート、施設や設備等の確認）
- ・路線図
- ・時刻表
- ・乗換案内（経路・乗車時間・運賃）
- ・チケットの予約・購入・確認
- ・緊急時情報（遅延・振替輸送）
- ・問い合わせ

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」では、JIS X 8341-3:2016 における「AA」を準拠することが求められており、交通事業者のウェブサイトにおいても「A」については優先的に取り組む項目として、「AA」は、交通機関利用者にとって必要性・利便性が高いものを優先的に取り組む項目として、それ以外は取り組むことが望ましい項目として対応する内容とする。

「AAA」の項目においても、交通事業者として対応が必要であると考えられるものについては、取り組むことが望ましい項目として整理する。

## 4. ガイドライン改訂に向けた提案

### (1) ウェブアクセシビリティの確保に向けた提案

ウェブアクセシビリティの確保に向け、バリアフリー整備ガイドラインに記載する場合の案を以下に示す。

#### ○ウェブサイト

考え方	<p>障害者等にとって、円滑に旅客施設を利用するためにエレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、受けられるサービスの内容等について、ウェブサイト等により事前に情報を収集することが重要となる。</p> <p>ウェブサイトについては、文字の大きさ、色使い、コントラスト等の見やすさや、画像、映像、音声情報などを活用した情報の把握のしやすさ、操作のしやすさ等に配慮するとともに、サイト全体としての使いやすさを考慮した構成を検討する必要がある。</p>
-----	--

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
アクセシビリティ	○障害者等が円滑にウェブサイトを利用できるようにするために、参考 0-0-0、コラム●を参考として、ウェブアクセシビリティを確保する。	参考 0-0-0

#### 参考 0-0-0

以下の達成基準については、交通事業者がウェブアクセシビリティの確保に取り組むことを想定し、JIS X 8341-3:2016 を基に交通事業者向けに調整を行い「基本：優先的に取り組む項目」と「推奨：取り組むことが望ましい項目」に分類した。

- ・レベル A は、「基本：優先的に取り組む項目」として整理した。
- ・レベル AA は、利用者にとって必要性が高く、利便性に資する必要があると考えられるものを「基本：優先的に取り組む項目」として、それ以外のものを「推奨：取り組むことが望ましい項目」として整理した。
- ・レベル AAA は、交通事業者として対応が望ましいと考えられるものを「推奨：取り組むことが望ましい項目」として整理した。

※「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）に合わせてレベル AA までは、取り組むことが望ましい項目を含めて対応を検討するものと位置付けた。なお、レベル AA の「推奨：取り組むことが望ましい項目」については、交通事業者のウェブサイトでは採用例が少なく、該当しないものも含まれる。

各項目の基準に準拠することが目的ではなく、技術上の問題で記載内容の通りに対応できないものについては、代替手段を検討し利用者の目的を達成することが重要となる。

(達成基準)

【対応の優先度】基本:優先的に取り組む項目 推奨:取り組むことが望ましい項目

項目	内容	レベル	対応の優先度
1 知覚可能な原則	情報及びユーザインターフェースコンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならない。	-	-
1.1 代替テキストのガイドライン	全ての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの利用者が必要とする形式に変換できるように、代替テキストを提供する。	-	-
1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準	<p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。ただし次の場合は除く。</p> <p><b>a) コントロール及び入力</b> 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前を提供している。</p> <p><b>b) 時間依存メディア</b> 非テキストコンテンツが、時間に依存したメディアであるとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。</p> <p><b>c) テスト</b> 非テキストコンテンツが、テキストで提示されると無効になるテスト又は演習のとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。</p> <p><b>d) 感覚的</b> 非テキストコンテンツが、特定の感覚的体験を創り出すことを主に意図しているとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。</p> <p><b>e) CAPTCHA</b> 非テキストコンテンツが、コンピュータではなく人間がコンテンツにアクセスしていることを確認する目的で用いられているとき、代替テキストは、その非テキストコンテンツの目的を特定し、説明して、かつ、他の感覚による知覚に対応して出力するCAPTCHAの代替形式を提供することで、様々な障害に対応している。</p> <p><b>f) 装飾、整形及び非表示</b> 非テキストコンテンツが、純粋な装飾である場合、見た目の整形のためだけに用いられている場合、又は利用者に提供されるものではない場合、その非テキストコンテンツは、支援技術によって無視されるように実装されている。</p>	A	基本
1.2 時間依存メディアのガイドライン	時間依存メディアには代替コンテンツを提供する。	-	-
1.2.1 音声及び映像（収録済み）の達成基準	<p>収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアは、次の事項を満たしている。ただし、その音声又は映像がメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。</p> <p><b>a) 収録済みの音声しか含まない場合</b> 時間依存メディアに対する代替コンテンツによって、収録済みの音声しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。</p> <p><b>b) 収録済みの映像しか含まない場合</b> 時間依存メディアに対する代替コンテンツ又は音声トラックによって、収録済みの映像しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。</p>	A	基本
1.2.2 キャプション（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。	A	基本
1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている収録済みの映像コンテンツに対して、時間依存メディアに対する代替又は音声解説が提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。	A	基本
1.2.4 キャプション（ライブ）の達成基準	同期したメディアに含まれている全てのライブの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。	AA	推奨
1.2.5 音声解説（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの映像コンテンツに対して、音声解説が提供されている。	AA	推奨
1.2.6 手話（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、手話通訳が提供されている。	AAA	-
1.2.7 拡張音声解説（収録済み）の達成基準	前景音声の合間の時間が、音声解説で映像の意味を伝達するのに不十分な場合、同期したメディアに含まれている全ての収録済みの映像コンテンツに対して、拡張音声解説が提供されている。	AAA	-
1.2.8 メディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準	全ての収録済みの同期したメディア及び全ての収録済みの映像しか含まないメディアに対して、時間依存メディアに対する代替コンテンツが提供されている。	AAA	-
1.2.9 音声（ライブ）の達成基準	ライブの音声しか含まないコンテンツに対して、それと同等の情報を提示する、時間依存メディアの代替コンテンツが提供されている。	AAA	-
1.3 適応可能なガイドライン	情報、および構造を損なうことなく、様々な方法（例えば、よりシンプルなレイアウト）で提供できるようにコンテンツを制作する。	-	-
1.3.1 情報及び関係性の達成基準	何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。	A	基本
1.3.2 意味のある順序の達成基準	コンテンツが提示されている順序が意味に影響を及ぼす場合には、正しく読む順序はプログラムによる解釈が可能である。	A	基本
1.3.3 感覚的な特徴の達成基準	コンテンツを理解し操作するための説明は、形、大きさ、視覚的な位置、方向、又は音のような、構成要素がもつ感覚的な特徴だけに依存していない。	A	基本

項目	内容	レベル	対応の優先度
1.4 判別可能なガイドライン	コンテンツを、利用者にとって見やすく、聞きやすいものにする。これには、前景と背景とを区別することも含む。	-	-
1.4.1 色の使用の達成基準	色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になっていない。	A	基本
1.4.2 音声の制御の達成基準	ウェブページ上にある音声自動再生が、3秒より長く続く場合、その音声を一時停止若しくは停止するメカニズム、又はシステム全体の音量レベルに影響を与えずに音量レベルを調整できるメカニズムが利用できる。	A	基本
1.4.3 コントラスト(最低レベル)の達成基準	テキスト及び文字画像の視覚的表示には、少なくとも4.5:1のコントラスト比がある。ただし、次の場合は除く。 a) <b>大きな文字</b> サイズの大きなテキスト及びサイズの大きな文字画像には、少なくとも3:1のコントラスト比がある。 b) <b>附随的</b> テキスト又は文字画像において、次の場合はコントラストの要件はない。アクティブではないユーザインタフェースコンポーネントの一部である、純粋な装飾である、誰も視覚的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部である。 c) <b>ロゴタイプ</b> ロゴ又はブランド名の一部である文字には、最低限のコントラストの要件はない。	AA	基本
1.4.4 テキストのサイズ変更の達成基準	キャプション及び文字画像を除き、テキストは、コンテンツ又は機能を損なうことなく、支援技術なしで200%までサイズ変更できる。	AA	基本
1.4.5 文字画像の達成基準	使用している技術で意図した視覚的提示が可能である場合、文字画像ではなくテキストが情報伝達に用いられている。ただし、次に挙げる場合を除く。 a) <b>カスタマイズ可能</b> 文字画像は、利用者の要求に応じた視覚的なカスタマイズができる。 b) <b>必要不可欠</b> テキストの特定の表現が、伝えようとする情報にとって必要不可欠である。	AA	推奨
1.4.6 コントラスト(高度レベル)の達成基準	テキスト及び文字画像の視覚的表示には、少なくとも7:1のコントラスト比がある。ただし、次の場合は除く。 a) <b>大きな文字</b> サイズの大きなテキスト及びサイズの大きな文字画像には、少なくとも4.5:1のコントラスト比がある。 b) <b>附随的</b> テキスト又は文字画像において、次の場合はコントラストの要件はない。アクティブではないユーザインタフェースコンポーネントの一部である、純粋な装飾である、誰も視覚的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部である。 c) <b>ロゴタイプ</b> ロゴ又はブランド名の一部である文字には、最低限のコントラストの要件はない。	AAA	-
1.4.7 小さな背景音、又は背景音なしの達成基準	収録済みの音声しか含まないコンテンツで、(1)前景に主として発話を含み、(2)音声CAPTCHA又は音声ロゴではなく、かつ、(3)例えば、歌、ラップなどのように、主として音楽表現を意図した発声ではないものについては、次に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) <b>背景音なし</b> 音声は背景音を含まない。 b) <b>消音</b> 背景音を消すことができる。 c) <b>20デシベル</b> 背景音は、前景にある発話のコンテンツより少なくとも20デシベルは低い。ただし、継続時間が2秒以内で発生頻度が低い背景音は除く。	AAA	-
1.4.8 視覚的提示の達成基準	テキストブロックの視覚的提示において、次を実現するメカニズムが利用できる。 a) 利用者が、前景色と背景色とを選択できる。 b) 幅が80字を超えない(全角文字の場合は、40字)。 c) テキストが、均等割付けされていない[両端そろ(揃)えではない。]。 d) 段落中の行送りは、少なくとも1.5文字分である。そして、段落の間隔は、その行送りの少なくとも1.5倍以上ある。 e) テキストは、支援技術なしで200%までサイズ変更でき、利用者が全画面表示にしたウィンドウで1行のテキストを読むときに横スクロールする必要がない。	AAA	推奨
1.4.9 文字画像(例外なし)の達成基準	文字画像は、純粋な装飾に用いられているか、又はテキストの特定の表現が伝えようとする情報にとって必要不可欠である場合に用いられている。	AAA	-
2 操作可能な原則	ユーザインタフェースコンポーネント及びナビゲーションは、操作可能でなければならない。	-	-
2.1 キーボード操作可能なガイドライン	全ての機能をキーボードから利用できるようにする。	-	-
2.1.1 キーボードの達成基準	コンテンツの全ての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく、キーボードインタフェースを通じて操作可能である。ただし、その根本的な機能が利用者の動作による始点から終点まで続く一連の軌跡に依存して実現されている場合は除く。	A	基本
2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準	キーボードインタフェースを用いてキーボードフォーカスをそのウェブページのあるコンポーネントに移動できる場合、キーボードインタフェースだけを用いてそのコンポーネントからフォーカスを外すことが可能である。さらに、装飾キーを伴わない矢印キー、Tabキー、又はフォーカスを外すその他の標準的な方法でフォーカスを外せない場合は、フォーカスを外す方法が利用者に通知される。	A	基本
2.1.3 キーボード(例外なし)の達成基準	コンテンツの全ての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく、キーボードインタフェースを通じて操作可能である。	AAA	-

項目	内容	レベル	対応の優先度
2.2 十分な時間のガイドライン	利用者がコンテンツを読み、かつ、使用するために十分な時間を提供する。	-	-
2.2.1 タイミング調整可能な達成基準	コンテンツに制限時間を設定する場合は、次々に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) 解除 制限時間があるコンテンツを利用する前に、利用者がその制限時間を解除することができる。 b) 調節 制限時間があるコンテンツを利用する前に、利用者が少なくともデフォルト設定の10倍を超える、大幅な制限時間の調整をすることができる。 c) 延長 時間切れになる前に利用者に警告し、かつ、少なくとも20秒間の猶予をもって、例えば”スペースキーを押す”等の簡単な操作によって、利用者が制限時間を少なくとも10倍以上延長することができる。 d) リアルタイムの例外 リアルタイムのイベント(例えば、オークション)において制限時間が必須の要素で、その制限時間に代わる手段が存在しない。 e) 必要不可欠な例外 制限時間が必要不可欠なもので、制限時間を延長することがコンテンツの動作を無効にすることになる。 f) 20時間の例外 制限時間が20時間よりも長い。	A	基本
2.2.2 一時停止、停止及び非表示の達成基準	動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する情報は、次の全ての事項を満たしている。 a) 動き、点滅又はスクロール 動きのある、点滅している、又はスクロールしている情報が、(1)自動的に開始し、(2)5秒よりも長く継続し、かつ、(3)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれらを一時停止、停止、又は非表示にすることができるメカニズムがある。ただし、その動き、点滅、又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合は除く。 b) 自動更新 自動更新する情報が、(1)自動的に開始し、かつ、(2)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれぞれ一時停止、停止、若しくは非表示にする、又はその更新頻度を調整することのできるメカニズムがある。ただし、その自動更新が必要不可欠な動作の一部である場合は除く。	A	基本
2.2.3 タイミング非依存の達成基準	タイミングは、コンテンツによって提示されるイベント又は動作の必要不可欠な部分ではない。ただし、インタラクティブではない同期したメディア及びリアルタイムのイベントは除く。	AAA	-
2.2.4 割込みの達成基準	割込みは、利用者が延期、又は制御することができる。ただし、緊急を要する割込みは除く。	AAA	-
2.2.5 再認証の達成基準	認証済みのセッションが切れた場合は、再認証後もデータを失うことなく利用者が操作を継続できる。	AAA	-
2.3 発作の防止のガイドライン	発作を引き起こすようなコンテンツを設計しない。	-	-
2.3.1 3回のせん(閃)光、又はしきい(閾)値以下の達成基準	ウェブページには、どの1秒間においても3回を超えるせん(閃)光を放つものがない、又はせん(閃)光が一般せん(閃)光しきい(閾)値及び赤色せん(閃)光しきい(閾)値を下回っている。	A	基本
2.3.2 3回のせん(閃)光の達成基準	ウェブページには、どの1秒間においても3回を超えるせん(閃)光を放つものがない。	AAA	-
2.4 ナビゲーション可能なガイドライン	利用者がナビゲートしたり、コンテンツを探し出したり、現在位置を確認したりすることを手助けする手段を提供する。	-	-
2.4.1 ブロックスキップの達成基準	複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる。	A	基本
2.4.2 ページタイトルの達成基準	ウェブページには、主題又は目的を説明したタイトルがある。	A	基本
2.4.3 フォーカス順序の達成基準	ウェブページが順を追ってナビゲートできて、そのナビゲーション順が意味又は操作に影響を及ぼす場合、フォーカス可能なコンポーネントは、意味及び操作性を損なわない順序でフォーカスを受け取る。	A	基本
2.4.4 リンクの目的(コンテキスト内)の達成基準	それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で判断できるか、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストとから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとってあいまいな場合は除く。	A	基本
2.4.5 複数の手段の達成基準	ウェブページ一式の中で、あるウェブページを見つける複数の手段が利用できる。ただし、ウェブページが一連のプロセスの中の1ステップ又は結果である場合は除く。	AA	基本
2.4.6 見出し及びラベルの達成基準	見出し及びラベルは、主題又は目的を説明している。	AA	基本
2.4.7 フォーカスの可視化の達成基準	キーボード操作が可能なあらゆるユーザインタフェースには、フォーカスインジケータが見える操作モードがある。	AA	基本
2.4.8 現在位置の達成基準	ウェブページ一式の中での利用者の位置に関する情報が利用できる。	AAA	推奨
2.4.9 リンクの目的(リンクだけ)の達成基準	それぞれのリンクの目的を、リンクのテキスト単独で特定できるメカニズムが利用できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとってあいまいな場合は除く。	AAA	推奨
2.4.10 セクション見出しの達成基準	セクション見出しを用いて、コンテンツが整理されている。	AAA	推奨



項目	内容	レベル	対応の優先度
3 理解可能の原則	情報及びユーザインタフェースの操作は、理解可能でなければならない。	-	-
3.1 読みやすさのガイドライン	テキストのコンテンツを読みやすく理解可能にする。	-	-
3.1.1 ページの言語の達成基準	それぞれのウェブページのデフォルトの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。	A	基本
3.1.2 一部分の言語の達成基準	コンテンツの一節、又は語句それぞれの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。ただし、固有名詞、技術用語、言語が不明な語句、及びすぐ前後にあるテキストの言語の一部になっている単語又は語句は除く。	AA	推奨
3.1.3 一般的ではない用語の達成基準	慣用語及び専門用語を含めて、一般的ではない用法又は限定された用法で使われている単語又は語句の、明確な定義を特定するメカニズムが利用できる。	AAA	推奨
3.1.4 略語の達成基準	略語の元の語、又は意味を特定するメカニズムが利用できる。	AAA	推奨
3.1.5 読解レベルの達成基準	固有名詞及び題名を取り除いた状態で、テキストが前期中等教育レベルを超えた読解力を必要とする場合は、補足コンテンツ又は前期中等教育レベルを超えた読解力を必要としない版が利用できる。	AAA	-
3.1.6 発音の達成基準	文脈において、発音が分からないと単語の意味が不明瞭になる場合、その単語の明確な発音を特定するメカニズムが利用できる。	AAA	-
3.2 予測可能のガイドライン	ウェブページの表示及び挙動を予測可能にする。	-	-
3.2.1 フォーカス時の達成基準	いずれのコンポーネントも、フォーカスを受け取ったときにコンテキストの変化を引き起こさない。	A	基本
3.2.2 入力時の達成基準	ユーザインタフェースコンポーネントの設定を変更することが、コンテキストの変化を自動的に引き起こさない。ただし、利用者が使用する前にその挙動を知らせてある場合を除く。	A	基本
3.2.3 一貫したナビゲーションの達成基準	ウェブページ一式の中にある複数のウェブページ上で繰り返されているナビゲーションのメカニズムは、繰り返されるたびに相対的に同じ順序で出現する。ただし、利用者が変更した場合は除く。	AA	推奨
3.2.4 一貫した識別性の達成基準	ウェブページ一式の中で同じ機能をもつコンポーネントは、一貫して識別できる。	AA	推奨
3.2.5 要求による変化の達成基準	コンテキストの変化は利用者の要求によってだけ生じるか、又は、そのような変化を止めるメカニズムが利用できる。	AAA	-
3.3 入力支援のガイドライン	利用者の間違いを防ぎ、修正を支援する。	-	-
3.3.1 エラーの特定の達成基準	入力エラーが自動的に検出された場合は、エラーとなっている箇所が特定され、そのエラーが利用者にテキストで説明される。	A	基本
3.3.2 ラベル又は説明の達成基準	コンテンツが利用者の入力を要求する場合は、ラベル又は説明文が提供されている。	A	基本
3.3.3 エラー修正の提案の達成基準	入力エラーが自動的に検出され、修正方法を提案できる場合、その提案が利用者に提示される。ただし、セキュリティ又はコンテンツの目的を損なう場合は除く。	AA	基本
3.3.4 エラー回避(法的、金融及びデータ)の達成基準	利用者にとって法律行為若しくは金融取引が生じる、利用者が制御可能なデータストレージシステム上のデータを変更若しくは削除する、又は利用者が試験の解答を送信するウェブページでは、次に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) <b>取消</b> 送信を取り消すことができる。 b) <b>チェック</b> 利用者が入力したデータの入力エラーがチェックされ、利用者には修正する機会が提供される。 c) <b>確認</b> 送信を完了する前に、利用者が情報の見直し、確認及び修正をするメカニズムが利用できる。	AA	基本
3.3.5 ヘルプの達成基準	コンテキストに応じたヘルプが利用できる。	AAA	-
3.3.6 エラー回避(全て)の達成基準	利用者に情報の送信を要求するウェブページでは、次に挙げる事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) <b>取消</b> 送信を取り消すことができる。 b) <b>チェック</b> 利用者が入力したデータの入力エラーがチェックされ、利用者には修正する機会が提供される。 c) <b>確認</b> 送信を完了する前に、利用者が情報の見直し、確認及び修正をするメカニズムが利用できる。	AAA	推奨
4 堅ろう(牢)の原則	コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザエージェントが確実に解釈できるように十分に堅(ろう)牢でなければならない。	-	-
4.1 互換性のガイドライン	現状及び将来の、支援技術を含むユーザエージェントとの互換性を最大にする。	-	-
4.1.1 構文解析の達成基準	マークアップ言語を用いて実装されているコンテンツにおいては、要素には完全な開始タグ及び終了タグがあり、要素は仕様に従って入れ子になっていて、要素には重複した属性がなく、どのIDも一意的である。ただし、仕様で認められているものを除く。	A	基本
4.1.2 名前、役割、及び値の達成基準	全てのユーザインタフェースコンポーネント(フォームを構成する要素、リンク、スクリプトが生成するコンポーネントなど)では、名前及び役割は、プログラムによる解釈が可能である。そして、支援技術を含むユーザエージェントが、これらの項目に対する変更通知を利用できる。	A	基本

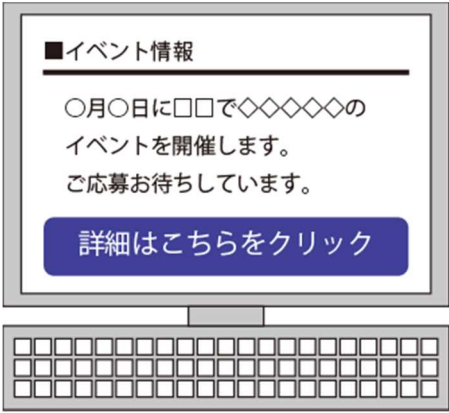
## (コラム●) JIS X 8341-3:2016

JIS X 8341-3 (『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ』)は、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、携帯端末などを用いて利用されるコンテンツ、電子マニュアルなどブラウザ等を介して利用者に提供されるあらゆるコンテンツを対象とし、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的としている。ウェブアクセシビリティの確保は、障害者のためだけの配慮ではない。ウェブサイト等の見やすさや分かりやすさを向上することは、情報の収集が困難な障害者の他にも、より多くの人にとって効果のあるものである。

また、ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準として、レベルA、レベルAA、レベルAAAの3つのレベルが定められている。「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)では、公的機関に対してレベルAAに準拠することが推奨されている。

なお、JIS X 8341-3:2016は、国際規格である「ISO/IEC 40500:2012」の内容と一致している。

### ■ウェブアクセシビリティに関わる主な問題例

<p>ホームページのイメージ図</p> 	<p>画像が何を意味しているのかを音声読み上げソフトの利用者等に伝える説明文(代替テキスト)が無い。</p> <p>イメージ図の事例では「詳細はこちらをクリック」のボタンが画像のみとなっている。</p> <p>視覚障害者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、画像に書かれた内容が伝わらない。</p>
---	---

JIS X 8341-3:2016では改善に関する具体的な技術手法は示されていないが、WCAG2.0<sup>※</sup>解説書では、改善の意図や技術的な手法について参照することができる。

※「WCAG 2.0」は、インターネットに関する技術開発と標準化を行っている国際的団体であるW3C(World Wide Web Consortium)が、ウェブアクセシビリティを確保することを目的として策定したガイドラインである。

#### 【WCAG2.0 日本語翻訳版】

URL : <https://waic.jp/docs/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>



## (2) ガイドラインでの示し方について

ガイドラインへの改訂案の示し方については、従来の旅客施設編、車両等編の中で示すことの他に、新たに「情報編」として別冊でまとめることが考えられる。

ガイドラインの利用を考えると、複数冊にするよりも、従来のガイドラインの中で示したほうが利用しやすいものと考えられる。現段階では、第5部として従来の旅客施設編、車両等編のそれぞれのガイドラインの中で改訂案の内容を示すことにするが、情報に関する内容が充実してきた際には、別冊でまとめたほうが確認しやすい場合もあるため、改めて検討を行うこととする。

## 5. 今後の進め方

### (1) セミナーの実施について

ウェブアクセシビリティについては、ウェブ担当者であっても、その内容を把握することが困難である場合があり、ガイドラインにその内容が反映された場合においても、実際の運用に至らないおそれがある。各事業所のウェブ担当者等が、ウェブアクセシビリティに関する理解を深め、確実な運用につなげることを目的として、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団によるウェブアクセシビリティのセミナーの開催を検討する。

セミナーの概要は以下の通り。

対象	交通事業者のウェブサイトの責任者・担当者
目的	ウェブアクセシビリティの基本的な内容を伝えることを目的とする。また、サイト作成者が外部の企業の場合にも適切な仕様で依頼できるようにすることを目的とする。
開催地	東京・大阪（各1回を予定）
プログラム案 ※3時間程度 を想定	<ul style="list-style-type: none"><li>ウェブアクセシビリティの必要性・メリットと最新動向 （米国等の訴訟事案、国際協調の流れ、2020年に向けた動きなど）</li><li>ウェブアクセシビリティが必要となる法的背景、総務省等による公共機関向けガイドラインの取り組み、参考資料の紹介（みんなの公共サイト運用ガイドラインによる普及の取り組み、自治体等の取り組み動向、好事例、JIS X 8341-3、WCAG 翻訳版など）</li><li>障害当事者によるウェブサイトの活用事例（実演）</li><li>ウェブアクセシビリティに取り組んでいる事例紹介（行政機関等の担当者による取り組み紹介）</li><li>Q&amp;A</li></ul>

※現在の交通事業者のウェブサイトではウェブアクセシビリティを意識したものが非常に少ない状態であるため、第一歩として、ウェブアクセシビリティの取組みの必要性を浸透させることを重視する。その後は、受講対象にウェブサイト作成事業者を加えることや、ウェブアクセシビリティを確保するためのサイト作成に関する具体的な技術を伝える研修プログラム、テンプレートの提供について検討する。